

#### 第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年9月19日 午前10時00分 開会
- 3.平成30年9月19日 午前11時51分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

##### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

##### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	大塚浩二	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹  
書記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 60 号 阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第 61 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 67 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ④ 議案第 68 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 69 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 認定第 1 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 7 号 平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 8 号 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 9 号 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 10 号 平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 59 号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 61 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 64 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 65 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 66 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 71 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- ⑦ 認定第 1 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 4 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 5 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 6 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 13 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 61 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について

- ② 議案第 62 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第 63 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 70 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑤ 認定第 1 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第 2 号 平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 3 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 11 号 平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 12 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

#### 午前 10 時 00 分 開議

##### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育長が公務出張のため出席できないことを申し添えておきます。

議事に入ります前に、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 議員の皆様、おはようございます。第 4 回阿蘇市議会定例会にあたっての発言を許していただきました。発言をさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

今月に入り、国内では台風 21 号が四国・近畿・中部地方を直撃、その数日後には、北海道で震度 7 の大規模地震が発生、また国外においては今年最強とされる大型で非常に強い台風 22 号がフィリピン及び中国南部に上陸、加えてアメリカ南東部沿岸では大型ハリケーンが来襲、各地で多くの尊い命が失われるなど、甚大な被害を及ぼしました。深い悲しみにある被災地の皆様にご心からお見舞いを申し上げますとともに、不幸にも亡くなられた方々に慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

また、議員各位の格別なご理解のもと、今月 8 日からイタリア北部で開催された第 8 回ユネスコ世界ジオパーク国際会議に出席をさせていただきました。ここでは熊本地震からの復

興に向けた活動内容を発表し、また同時開催された世界ジオパークネットワーク総会やアジア太平洋ジオパークネットワーク会議において情報交換をするなど、世界各国にアピールをすることができました。なお、再認定審査の結果については、来春のユネスコ執行委員会を経て決定、公表される予定であります。

以上、発言をさせていただきました。本当に深いご理解をいただいたことを心から感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の報告を終わります。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、一般質問の取扱いにつきまして、今期一般質問の通告者は13名予定されております。従いまして、一般質問を9月20日と21日の2日間において行うことと決定いたしました。20日は7番目まで、21日は残り6人といたしましたので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、執行部より追加議案の申し出がありました。追加議案の取扱いについてであります。本日議案書の配付を行い、9月21日の一般質問最終日の日程に追加を行い、議題にすることと決定いたしました。また、追加議案は専決処分の報告についての1件、工事請負契約の締結についての2件であります。委員会の付託を省略しまして、質疑の後、採決をすることと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

## 日程第1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第60号 阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第61号 平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第67号 平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ④ 議案第68号 平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第69号 平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

- ⑥ 認定第 1 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 7 号 平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 8 号 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 9 号 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 10 号 平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 60 号「阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」他 9 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 4 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件、認定 5 件であります。9 月 5 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について、主なものにつき報告いたします。

最初に、議案第 60 号「阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」であります。

委員より「手数料を引き上げるとのことだが、どれだけの増収が望めるのか。」との質疑があり、総務課長から「住民票や税の証明に関する 200 円を基本とした手数料が 300 円に引き上げになれば、400 万円程度の増額が見込まれます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論が行われ、委員より「市民の皆さんへのサービス面から、料金を上げる必要はないと考える。」との反対討論があり、挙手による採決を行った結果、賛成多数により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より「波野保健福祉センター内の浴室天井安全点検の内容は。」との質疑があり、波野支所長から「内容としては、目視、小型カメラを使用した点検、音を聞いて確認する打診等になります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「施設の建築経過年数と、その間の点検状況は。」との質疑があり、支所長から「建設から 23 年ほど経過しており、その間に点検が行われたことの確認はできていません。」との答弁がありました。

次に、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

内牧支所長から「本案は、総合センターの屋外にあるつくり付けベンチの老朽化に伴う修

繕ですが、10基のうち5基は修繕し、修復がきかない残りの5基を撤去、新たに3基の設置を予定しています。2基の減となりますが、利用状況等を考えたときには十分だと考えます。」との補足説明があり、委員より「現地は利用者が多いと思われるが、年間利用者数は。」との質疑があり、支所長から「支所の利用者は、1日平均80人程度ですが、屋外の利用者数の把握はできていません。ただ、天気さえよければグラウンドゴルフが毎日行われており、そこには、30人から40人と来られますし、公園利用もあり、全体的にはかなりの方が利用していると思います。」との答弁がありました。

次に、「会計課」の予算であります。会計課長より補足説明があり、特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「税務課」の予算について審査を行いました。

委員より「市税過年度過誤納還付金の内容を。」との質疑があり、税務課長から「先に予定申告により納付された法人税について、その後に税額が確定したことに伴い還付が発生したものであり、過失によって徴収したものではありません。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より『「財産貸付収入」で清水建設に貸し付けた旧教育委員会跡地について、1年間の貸し付け収入額と、契約期間は。」との質疑があり、管財契約係長から「年間117万8,816円の賃料になります。契約期間は約3年であり、平成33年3月31日までです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「滝室坂トンネルの工事期間は、6年から7年と聞いたが、3年契約が終われば残りの期間は随時契約等になるのか。」との質疑があり、係長から「現在は、1期工事の期間にあわせた3年契約を行っており、2期工事の際には契約更新となります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「8億3,000万円という繰越金が、実質収支比率を上げているように感じるが、減額補正の対応でこれを少し下げることができたのでは。」との質疑があり、財政課長から「これは、昨年、災害復旧を優先し取り組んだことで、普通建設に係る通常事業が平年どおりできなかったこと、また、震災に伴う特別交付税の交付額が想定より多かったことなどが要因となっています。」との答弁がありました。

また、委員より「予備費の適正額とはどのくらいか。」との質疑があり、課長から「予備費の適正な額は、その年の各自治体で変動するものと考えています。突発的に発生する支出等もあり、基準となる様なものはありません。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算であります。総務課長より補足説明があり、特に質疑はなく審査を終わりました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、

議案第67号「平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

議案第68号「平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

議案第69号「平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

を一括議題として審査を行いました。

委員より「坂梨財産区の歳出の増額は、敷設管の延長が主な理由とのことだが、給水家屋も増加しているのか。」との質疑があり、管財契約係長から「敷設替えした新設管に、各家庭からの引き込みを繋ぎ直したもので、件数は変わっていません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

最初に、「波野支所」の決算について審査を行いました。

委員より「波野地区福祉バス運行事業について、利用者が減っているようだが、地区の方から意見などはあるのか。」との質疑があり、市民係長から「利用日の前日までに予約が必要なことが面倒だ、というご意見があります。」との答弁があり、その補足として波野支所長から「以前、路線バス形式で運行していたときに取ったアンケートの結果、指定されたバス停、決められた時間の運行だと非常に利用しづらいという意見もあり、現在の事前予約制になった経緯もあります。現在の運行に関しては、今のところアンケート等は取っておりませんが、各区長方に事業の説明と、利用の促進のお願いもしていますし、チラシの配布や、お知らせ端末での周知を図っているところです。また、便利さを知っていただくための試乗等も検討しています。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の決算について審査を行いました。

委員より「収入未済額が 2 億 6,000 万円ほどある。固定資産税の高額滞納案件について昨年度指摘したが、その後の状況は。」との質疑があり、税務課長補佐から「固定資産税の高額滞納者については、2 件の方から約 3,700 万円の納付があり、本年度市税の収入済額が 30 億円を超える結果となりました。」との答弁がありました。

また、別の委員より「地積測量で設置した基準点の紛失防止のための保護板の設置について、内容を。」との質疑があり、地籍係長から「永久的に基準点を保護するということで、コンクリート製の板を設置しています。保護の必要な箇所を関係者と協議をしながら、毎年 200 点程度を抽出しています。」との答弁がありました。

関連して、別の委員より「直営から外部委託に変更との考えは。」との質疑があり、係長から「調査を早く完了するには、調査面積を増やす必要があり、そのためには職員を増やすか、外部委託するかになりますが、外部委託をしますと、地籍調査は補助事業ですので、補助率が 75%、あと特別交付税を入れますと事業費の 5%程度が市の負担になると思われれます。今後も財政課等と協議を進めたいと思います。」との答弁を受け、委員より「総務部長の考えを。」との質疑があり、総務部長から「財政課も地籍調査の重要性というのは、十分認識しています。しかしながら、地籍調査となれば相当な費用が必要となります。平成 24 年、平成 28 年と災害が続いており、今後、ある程度災害復旧事業が落ち着いた段階で加速化をさせていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の決算について審査を行いました。

委員より「路線バスの運行に関することは、経営する九州産交が考えるべきことではあるが、それに行政も支援が必要であると感じる。これから、高齢化により免許証の返納という世代が一挙に増え、公共交通機関の重要性はますます高まってくると思われる。少しでも利便性の高い運行に切り替え、継続させていただきたい。」との意見がありました。

次に、「総務課」の決算について審査を行いました。

委員より「防災訓練については、土砂災害特別警戒区域や浸水被害の常襲地域を優先してはどうか。」との意見があり、防災交通係長から「これまでも避難訓練の対象地域の選定については、土砂災害や河川氾濫などの危険性が高いところを優先的に行っています。来年度は、内牧地区を基に考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「各市町村で防災士の育成を行政が後押ししている自治体もあるが、阿蘇市はどのように考えているのか。」との質疑があり、総務課長から「先進自治体においては、防災士として、自衛隊や警察等で災害対応の経験がある方々を雇用していますが、費用的な面もあり、なかなか配属には至っていない現状です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「職員の能力向上に向けて、専門的な研修等を積極的に行う必要があると考えるが、研修内容なども再度検討すべきでは。」との意見があり、課長から「平成 28 年、29 年は災害対応優先で中止としましたが、平成 30 年度については、従来通り市町村職員中央研修所等に派遣する予定です。」との答弁があり、また、人事係長から「今月は、まちづくりにおける人材育成の研修に、まちづくり課の職員が 1 名、千葉県の研修施設に。10 月中旬には、複雑に制度改正が行われます介護保険関係の研修に、ほけん課の職員 1 名を 5 日間、滋賀県内の研修施設に派遣予定です。自己の能力開発・資質向上が、結果的に阿蘇市の利益につながりますので、引き続き職員の能力向上を図る取り組みを行います。」との答弁がありました。

このような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、

認定第 7 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

を一括議題として審査を行いました。

財政課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことを報告申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4ページの路線バスの件ですけれども、委員会の中では具体的にこの路線とか、あの路線とかいうのは出ましたでしょうか。お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 総務常任委員長、湯淺正司君。

○総務常任委員長（湯淺正司君） 決まった路線、それは出ておりません。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第61号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成29年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

先日の総務常任委員会の中でも議案第60号には反対をいたしました。これは市民のサービス面という観点から見たときに、200円を300円に上げるというのが果たして妥当なのかと疑問を持っております。財政面で非常に厳しいのであれば上げる必要がありますが、先日の監査委員の報告等を聞くと、財政面も何ら問題はないということでもありますので、現状でいいのではないかと考えております。

以上、反対です。

○議長（藏原博敏君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第61号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成29年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第60号「阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」採決を行います。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第60号「阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第67号「平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第68号「平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第69号「平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」までを一括議題にしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 67 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 68 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 69 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」までを一括して採決を行います。

議案第 67 号から議案第 69 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 67 号から議案第 69 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号から議案第 69 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第 7 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第 7 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括して採決を行います。

認定第 7 号から認定第 10 号までの委員長の報告は認定であります。認定第 7 号から認定第 10 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 7 号から認定第 10 号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 59 号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 61 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 64 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 65 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 66 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

- ⑥ 議案第 71 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- ⑦ 認定第 1 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 4 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 5 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 6 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 13 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（藏原博敏君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 59 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」ほか 10 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） おはようございます。

今期、第 4 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 6 件、認定 5 件であります。9 月 7 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものについて、ご報告いたします。

最初に、議案第 59 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

委員より「証明書を取る自動交付機は、平成 31 年 9 月末までで終わりとなるのか。また、マイナンバーカードの登録件数はどの程度なのか。」との質疑があり、課長から「本庁、内牧支所の玄関に設置してある自動交付機については、来年の 9 月に更新時期を迎えることから、利用は終了となります。ただし、2 月 1 日からはコンビニで交付を受けることができるので、平成 31 年 9 月までの 8 箇月間の移行期間を設けて、コンビニ交付へのスムーズな移行を目指していくところです。またマイナンバーカードの交付件数は、8 月末で 2,834 枚、約 10.7%程度であり、県の平均とほぼ一緒です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「コンビニでの交付については、便利になっていいと思う。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算であります。

委員より「自治公民館再建復旧事業補助金について、片隅と跡ヶ瀬の 2 地区と説明があったが、これは地震からの建て替えなのか。」という質疑があり、課長より「復興基金を活用した災害復旧で 2 分の 1 補助であり、片隅区公民館、跡ヶ瀬区公民館の修理となっております。」との答弁がありました。

また別の委員より「内牧小学校、阿蘇小学校において、ブロック塀の撤去などを行ってい

るが、他の小学校はブロック塀の点検をされたのか。また、旧中通小学校の改修費があるが、教育課で利用について構想はあるのか。さらに、防犯カメラの活用内容について説明を。」という質疑があり、課長から「閉校した学校のブロック塀について点検を行っており、今のところ危険箇所はありません。また、旧中通小学校の利用については、一昨年から不登校対応の児童生徒の個別指導に取り組むための適応指導教室として、また、教育関係の会議室などが不足する場合の会議室として利用しており、災害等の支援物資関係の保管も行っております。旧役犬原小学校に世界遺産推進室がありますが、老朽化と会議室の確保が難しいことから、今回、旧中通小学校に移転する予定です。防犯カメラについては不審者対策も含めた設置と考えており、1 箇月程度は保存できる録画機能での対応と考えています。設置については、総務と連携をしながら警察とも協議を行い検討していきたいと思っております。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算であります。特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「ほけん課」の予算であります。

委員より「予防接種健康被害調査委員会について 3 万円とあるが、大丈夫なのか。」という質疑があり、課長より「予防接種健康被害調査委員会に対する報酬であり、予防接種を受けられた 2 歳児の方に健康被害が生じたので、条例に基づき、その調査委員会を設置し、予防接種と健康被害の因果関係、これを医学的見地から調査するものです。委員会については 5 名で組織され、市長及び保健所長の他、ドクター分の報酬として 1 人 1 万円の 3 名分の 3 万円を予定しております。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算であります。

委員より「県の補助金で、子どもの貧困対策推進事業費関係で 49 万円とあるが、阿蘇市において実践することで、その結果はいつごろになるのか。」という質疑があり、担当係長より「補正予算成立後、速やかに調査結果の分析を行うための委託契約を行い、来年 3 月中旬ごろに、調査結果が取りまとめられる予定です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て採決の中で、「異議あり」との発言がありましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 64 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「基金積立で 5,030 万円とあるが、基金の積み立てはどのくらいになるのか。」という質疑があり、担当係長から「基金積立については、今回 5,000 万円となっておりますが、現在 1 億 2,000 万円ほどの基金がありますので、累計ではおよそ 1 億 7,000 万円となります。本積立金については、第 6 期、平成 27 年から平成 29 年度の介護給付費の確定に伴う第 1 号被保険者保険料の充当残額となります。基金積み立てを行うことにより、第 7 期、平成 30 年度から平成 32 年度にかけて、介護保険給付費の不測の事態に備え、介護保険事業の安定

した運営を行うためのものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 66 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 71 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」であります。

委員より「議員の人数が 32 名から 45 名となるが、どのような形になるのか。」という質疑があり、課長から「これまでは市長会、町村長会、市議会議長会、町村議長会の 4 団体から、それぞれ 8 名の 32 名の推薦となっていますが、今回 45 市町村の住民の意見が後期高齢者医療広域連合の運営に反映できるように、各自治体から市町村長または市町村議員から 1 名を選出する形になります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「人権啓発課」の決算であります。

委員より「運動団体補助金で、支部長が病気のため活動できないことから支出をしていないとのことであるが、目的は支部長のためにあるわけではないと思う。副支部長などに活動をしていただくことはできないのか。」という質疑があり、課長から「運動団体においては、県連から支部長の任命をされており、今のところ支部長以外の役職の方がおらず、活動ができていないことから支出しておりません。なるべく活動していただくよう要望はしているところです。」との答弁がありました。

また別の委員より「同和教育に対して活動をしてないということであれば、基本的には、そこに対して補助金というのは減額をしていくべきだと考える。あくまでも活動内容、それによって補助金は精査をしていくべきだと思う。」という意見があり、課長より「運動団体補助金については、1 団体 153 万円という限度額を設けております。ただし、支出については、申請があり事業をされた分のみの支出をしているので、部落解放同盟については、153 万円を当初予算で組んでいましたが、活動がないことから支出はしていません。」という答弁がありました。

次に、「教育課」の決算であります。特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「市民課」の決算であります。

委員より「家庭用生ごみ処理機の補助金について、今後ごみの減量を進めるには台数を増やすなどの対策が必要なのではないか。」という質疑があり、担当係長から「台数については、平成 29 年度実績で、機械式 3 件、生ごみ処理容器 17 件に対して補助しております。毎回、違う方が申請されているので、ある程度ごみ減量に対する効果はあるものと考えております。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の決算であります。特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「福祉課」の決算であります。

委員より「保育園の待機児童について、これは希望するところに入れなかったら待機児童になるのか。」という質疑があり、課長より「希望するところに入れないというのは、あくまでも個人的なことであり、全園の枠の中でカウントしますので、希望された以外の保育園で空きがあれば待機児童とはなりません。なお、出産後 6 箇月程度で入所を希望される方が多くなっていますが、0 歳児が年度途中で入園する場合、保育士が 3 名に 1 名必要となりますので、保育士不足により入所を希望されても入れないということも想定されます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 4 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「1 人当たりの医療費については、平成 29 年度、40 万 3,000 円と書いてあるが、医療費の増額の主な原因、どういうふうを考えているのか。」という質疑があり、課長より「国民健康保険被保険者については、高齢者の方が多いこと、それに新薬の普及、医療の高度化により経費が嵩むことから、例年 3%程度の自然増が見込まれております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 5 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。審査の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 6 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。審査の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 13 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より「毎年赤字が出ており、その額も大きく非常に心配をしている。病院のベッド数 120 床というのは多すぎるのではないのか。地震後は、患者数が多くなっていたが、立野病院の再開、長陽大橋の開通により患者が大津あたりへ流れ始めたという話を聞く。将来人口は減っていく、病院が古くなればよその病院に流れると思う、もう少し慎重に考えるべきでは。」という質疑があり、事務局長から「単年度赤字が続けば、累積赤字が膨らんでいきますので、市民の皆さんを含め、大丈夫かと思われるのは当然だと思います。病床数を 120 床に決定したいきさつは、医師会との調整で、急性期病院の一般病床が前提になっておりますし、看護基準を維持するために平均在院日数を短くせざるを得なく、病床稼働率が上がりづらくなっております。対策として、地域包括ケア病床を 21 床導入しました。また、地域医療構想で病床数を減らし、在宅へ移行するというのが国の方針ですが、開業医の先生方も後継者の問題を抱えているようで、現在の病床数の確保は必要であると思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より「改革プランの中で昨年度、今年度の目標などがいろいろ書いてある。

問題は目標に達してない、その理由として、立野病院問題などが上げられているが、基本的に数字の見方を、もう少し根本的にやり直して、実情に合った形にする必要があるのではないのか、目標は目標でいいと思うが。100人を目標に経営計画を立てているが、実際には88人しか入らないと、当初の計画の見方が少し甘いのではないかと思われる。立野病院問題も後付けであり、ある程度、昨年度並みの数字を上げ、もう少し堅い数字を目標にして慎重に推移を把握したほうがいいのではないかと思う。」という意見があり、事務局長より「毎年、当初予算を作成するときに、委員のご指摘どおりとても悩ましく頭を痛めています。現状を見れば赤字予算を立てなければならないのが現実です。常勤医師が増えることは未確定要素であり、到達できない目標設定であればいけないのですが、努力すれば可能な数値であり、逆に言えば、それだけの収入を確保しなければ独立採算が成り立たないということを医師の先生方にもわかっていただきたいということもあります。委員が言われたことについては十分認識しており、経営改善に努力してまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終ります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 2点質問いたします。

7ページと9ページで、市民課の場所が違うみたいなんですけど、委員長の文章がもらっている文章が違うんでしょうか。そこは訂正というか、気をつけていただきたいと思います。

それと、11ページに単語で立野病院問題というのが2箇所ぐらい出てくるんですが、これは立野病院が問題を起こしたわけじゃないので、適切な言葉に変えたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まず、議長から申し上げます。先ほど質問がありましたように、委員長の報告の原稿と配付資料の順番に順番違いがっております。お詫びいたします。

その次の質問に対しまして、委員長、お答えいただけますか。

谷崎利浩君、もう一回お願いします。

○4番（谷崎利浩君） 委員長が間違えたという意味じゃなくて、どなたか委員会の委員の方が発言された言葉だと思うんですけども、立野病院問題という単語が2、3箇所見受けられますが、内容からいって立野病院が問題を起こしたわけじゃないので、こちらの問題です。こういった書き方はちょっと誤解を招くから、かるでらで書くときも支障があると思いますので、検討していただきたいと思うんですけど。よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 病院の経営上の問題となってきますけれども、立野病院も開業したし、長陽大橋も開通しましたので、そういうことが原因で患者数が減ってき

たと、そういう中身であります。ちょっと立野病院のせいではありませんので、そういうことを認識していただきたいと思います。そういう事情がたくさんあって、患者数が少し減ってきたなということでございます。そこで認識をしておりますので、よろしくお願いをいたします。中身も私といたしましても、その下の文書、私がちょっと読み残しましたがけれども、そういう部分もありましたので、委員長として勝手に報告していただいたと、そういうことでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（藏原博敏君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

認定第 13 号、平成 29 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定については、累積赤字等がこれだけ膨らんでいる以上、これを安易に認定することはできませんので、そういう意味で討論を行います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原祐一です。

私は、議案第 71 号、熊本県後期高齢者医療広域連合会規約の一部変更についての反対の立場で討論に参加します。この中で問題としては、広域連合会の議員の選出方法を現在の全県選挙により市長、それか市議会議員、町村長、町村議会議員から 8 名ずつ、計 32 名出している状況を各市町村で市長が議員、どちらかを 1 名ずつ選出をし、45 名を選出する方法に変えるというものです。この考え方なんですけど、まず各市町村から 1 名ずつというのは妥当性を欠く選出だと思います。というのは、例えば熊本市では人口が 74 万人、一番熊本の中で少ないところは五木村の 996 人、実際 700 倍以上の開きがあるわけです。これは、構成団体の人口で選出する議員数を広域配分するのは、県内の他の広域連合や一部事務組合、また他の後期高齢者、医療広域連合でも当たり前のように行われています。

そして、もう一つの問題点は、執行部と市町村長、そして議会議員がどちらか 1 人を選ぶという方法です。これに対しては、もし各市町村で市町村長が議員に選出をされた場合、この場合、各市町村で後期高齢者医療制度の事務を執行するのは、立場にある市町村長、この方が広域連合では議決や執行部のチェックにあたる、議会に名前を連ねること自体が果たして妥当なのかということです。阿蘇の広域連合組合では、かつて管理者及び副管理者以外の市町村長は、組合議員になっていました。しかし、平成 23 年に規約を改正し、市町村長、議員のみから組合議員を選出するようになっていました。その理由は、組合議員として選出をされた市町村長が各自治体では執行機関の長であるため、当然組合に関する議会の対応をせ

ざるを得ない立場にあり、事務遂行上、様々な矛盾が生じている現状で、この矛盾を解決するために、各市町村長を除き組合議員は関係市町村長から選出される議会の議員のみとなっています。まさにこの通りです。変更案では、場合によっては議員の片方が1人も選出をさせない可能性があります。こんな曖昧な規定にするのではなく、二元代表制の原則に立った変更を行うべきです。

以上の内容から、私は今回の提案に対し、反対をいたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第61号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成29年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第59号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号「平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」採決を行います。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 71 号は起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

よって、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 5 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 6 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 13 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」採決を行います。

先ほど反対討論がありましたので、この認定第 13 号は起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、認定第 13 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ありがとうございます。それでは、暫時休憩をいたします。11 時 20 分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 61 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第 62 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第 63 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 70 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑤ 認定第 1 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第 2 号 平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 3 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 11 号 平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 12 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」ほか 8 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 4 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 4 件、認定 5 件であります。9 月 6 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「老朽住宅解体工事が進められているが、建て替えはどのような計画で進めているのか。」との質疑があり、住環境課長から「本年、長寿命化変更建替計画策定業務を既に発注しており、策定後はこの計画に基づき整備を進めます。その際には、議員の皆様にも報告いたします。」との答弁がありました。

別の委員より「被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金分）についての状況は。」との質疑があり、都市・環境係長から「本事業は、29年度から開始し申請件数はトータルで88件申し込みがあり、交付決定が84件、1億6,600万円程度となっています。その内74件、約1億3,200万円が完了しています。本年度は、交付決定までに至っていないものを含めると29件、約7,600万円の申請が 있습니다。申請締め切りについては、現在のところ未定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「補助金の限度額等は。」との質疑があり、係長から「対象工事の限度額の上限は1,000万円で、対象の工事費用から50万円を差し引き、残りの額の3分の2を補助するものです。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「農道維持工事の内容はどのようなものか。また、広域農道1期分の未整備箇所も含まれるのか。」との質疑があり、農政課長から「本事業費は、既設農道の不良箇所の補修経費になります。」との答弁があり、農村整備係長から「広域農道については平成19年度から平成23年度の第1期区間で2箇所ほど整備を終えていない箇所がありますが、本年度までは被災した箇所を優先して行い、来年度以降に計画道路の整備を進める予定です。」との答弁がありました。

別の委員より「新規就農者支援事業補助金について、農業後継者は対象にならないのか。」との質疑があり、課長から「新規就農者支援事業補助金は、新規の認定就農者が対象となり、初期投資にかかる費用の一部を支援するものですが、農業次世代人材投資資金の交付要件である、『人・農地プラン』に位置付けられること等が条件となります。」との答弁がありました。

別の委員より「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金について、建設予定地周辺の水源については、何らかの対応は行っているのか。」との質疑があり、課長から「協議の場には、地元関係区長にも入っていただき覚書を締結しています。今後、事業に関して疑義が生じるようなことが起こった場合は、その関係者によって協議し解決するという内容になっており、また、市としてもそのような事態になった場合は、地域の皆様方が安全に生活できるよう調整を図ります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「畜産クラスター事業に関する訴訟費用は補正予算に計上しないのか。」との質疑があり、課長から「訴訟費用に関しまして、市が応訴する案件については、緊急性があることから、予備費を充用して対応しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「県営経営体育成基盤整備事業について、土地改良が管理する農道についても整備ができないのか。」との質疑があり、農村整備係長から「本事業につきましては、用排水路、老朽化した部分の水路の補修や、湿田解消のための暗渠排水、主にこれらの部分に活用しています。農道整備については、農家への事業費負担や、交通量が増加し農作業に支障を来す等の問題もありますので、今後、両土地改良区、農家の方々と協議を行う予定です。また、砂利道の補修については、これまで通り多面的機能交付金を活用し、両土地改良区に整備をお願いしたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「火山ガス調査業務委託について調査方法の内容は。」との質疑があり、観光課長から「エリア内外に 5 箇所程度検知器を設置し、連続計測した状況を調査するものです。」との答弁がありました。また、別の委員より「専門的な業務になるが受注業者はいるのか。」との質疑があり、課長から「これらの事業に調査経験のある環境省等にお伺いし、委託業務を進めます。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「ふるさと納税費の広告宣伝費について、利用する媒体等については一番有効な方法での検討を。」等の意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「阿蘇山上のトイレに関しては、訪れるお客様方が不便さを感じられることのないような整備を。」等の意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 63 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 70 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」であります。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「住環境課」の決算について審査を行いました。

委員より「新エネルギーの活用について、ソーラーカーポートの市内の設置数と、設置にあたっての条件等の説明を。」との質疑があり、都市・環境係長から「市内の公民館や道の駅など 13 箇所で、設置条件は日当たりが良く、発電した電気を施設で買い取ることが条件になっています。」との答弁がありました。また、委員より「ソーラーで発電したものを災害時は利用できるのか。また、カーポートは 10 年間経過すると阿蘇市に譲渡すると聞いたが。」

との質疑があり、係長から「電気を利用できるのは、停電時のみとされています。また、カーポートは10年を経過すると設置先の所有者に譲渡されます。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の決算について審査を行いました。

委員より「道路施設等の長寿命化について、補修済橋梁数について昨年度までが進ちょく率39.1%とあるが、目標とされる平成32年度までの事業の進め方は。」との質疑があり、建設課長から「橋梁整備は、年次計画により目標達成を目指します。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の決算について審査を行いました。

農業委員会事務局次長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の決算について審査を行いました。

委員より「環境保全型農業直接支払事業の内容は。」との質疑があり、農政課長から「この事業は、有機農業による無農薬栽培の取り組みを行う生産者に対して、直接的に支援を行うものです。現在、水稻と大豆の品目が対象となっています。」との答弁がありました。

別の委員より「農地の有効利用の促進と経営支援について、農地の集積が分散し、点在しているような状況で、ある程度近い場所で集約して経営できるよう市からの指導はできないのか。」との質疑があり、課長から「集落営農毎にそれぞれの考え方もあります。また、農地の利用権設定が5年、10年と契約をされていること等も、集積化が進まない理由にあるようです。現在、集落営農の法人化に向けた支援策として、農政課や中間管理機構等も加わって組合員の方々と地域の農業の将来像を話し合う等の協議を進めており、課題解消に向けて取り組んでいます。」との答弁がありました。

別の委員より「震災復旧緊急対策経営体事業の詳細を。」との質疑があり、課長から「8月22日現在で、総額についてが39億7,200万円程度で1,148件になります。そのうち1,084件は完了し、竣工率は94.4%になります。残り64件が年度内の竣工を目指して取り組まれています。」との答弁がありました。

別の委員より「畜産振興総合対策事業費の不用額5,009万5,000円は、畜産クラスター事業の凍結したことに生じたものか。」との質疑があり、課長から「凍結したことが要因で、結果的に補助金交付額に含んでいないということで決算書に表記されています。」との答弁がありました。また、別の委員より「補助金を凍結したことが要因となった裁判の説明を。」との質疑があり、課長から「現在、係争中であることから説明を控えさせていただきます。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の決算について審査を行いました。

委員より「然ブランド事業について、今年度以降の取り組みは。」との質疑があり、観光課長から「今年度は、認定された方々を物販、地域づくりのグループに分けて、より多くの会議の場を増やし、地域内外への情報強化を図って参ります。」との答弁がありました。また、別の委員より「『然』事業に関しては、より費用対効果が図られるよう努めて頂きたい。」との意見がありました。

別の委員より「東阿蘇観光開発(株)に関する損失補償契約補償金について、債務状況は。」

との質疑があり、観光企画係長から「当時、銀行から3億3,000万円借り入れ、現在の支払い残額は1億5,969万1,237円となっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇市健康づくりの郷推進委員会補助金の内容を。」との質疑があり、係長から「事業費はスポーツ振興くじ助成金日本振興スポーツセンターtotoから約500万円を助成いただき、残りの250万円が一般財源という内訳で、主に大阿蘇元気ウオークの事業費となります。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の決算について審査を行いました。

委員より「所管する施設が老朽化し、管理費用が増加しているように思われる。施設毎の基金創設を。」との質疑があり、まちづくり課長から「施設毎の経営状況も踏まえ、そのような対応が可能かを、今後、財政課と協議を行います。」との答弁がありました。

また、別の委員より「商工業の振興について、開催が予定されているラグビーワールドカップ2019や、2019女子ハンドボール世界選手権等で商工業の方々への何らかの恩恵は。」との質疑があり、課長から「現在、お客様が買い物をする際、多くの観光地でキャッシュレス化が進んでいます。今後、商工会と連携し、市内商店でクレジット決済の整備を図る等、多くの方々を受け入れるための協議を進めます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、事業主に対し、市が補助金を凍結することは不当であると思われることから認定に反対します。」との反対討論がありました。このため挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号「平成29年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「公共下水道の今後について、将来、経済発展の見込めるところには計画範囲を広げた方が良いのでは。」との質疑があり、住環境課長から「一昨年、審議会において将来の開発を含めたところで下水道計画区域の縮小に至りましたが、これは最終的なものではなく、当然、将来の時代の流れや、市の政策等で変わってくることも十分考えられますので、状況に応じて検討されるものと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第11号「平成29年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「普通、土地改良区の事業は土地改良の会計と思われるが、市が本会計を取り扱う理由は。」との質疑があり、農政課長から「本会計で行う事業箇所となる坂梨エリアが、土地改良区管理区域の対象外ということで、市が特別会計を設け対応するものです。」との

答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 12 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より「有収水率 70.7%は、もう少し上げるべきだと思うが。」との質疑があり、水道課長から「昨年の地震発生率が 62.8%で、それ以前が 76%程でした。地震の影響があったとはいえ、私どもも有収水率はまだまだであるものと考えています。本年度も引き続き漏水箇所を調査し、有収水率の上昇に努め、同時に、これに必要とされる動力経費等の抑制を図って参ります。」との答弁がありました。また、委員より「有収水率を一定率向上させた場合、どのくらいの経費が削減できるのか。」との質疑があり、課長から「例えば 90%まで上げた場合、動力費、薬品費、修繕費等が削減されますので、1,200 万円程度削減できるものと考えています。」との答弁がありました。

別の委員より「剰余金処分計算書（案）の減債積立金の積立については、企業債残高の償還に充てるための積み立てなのか。」との質疑があり、課長補佐より、「ご質問のとおり、減債積立金の積立は起債償還も含めた建設改良費等の資本的収支予算の補てん財源となります。」との答弁がありました。

また、委員より「建設改良積立金が 500 万円程度の計上であるが、それらを含めた内部留保資金を老朽管布設替工事等の更新工事に利用していく長期的な施設更新計画や起債等の借入・償還を含めた財政計画はあるのか。」との質疑があり、課長補佐から「本年度に施設整備基本計画を策定し、平成 31 年度には、資産管理を含めた施設整備計画及び財政計画を策定し、今後はそれらに基づいた事業計画を進める予定です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会と致しまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第 62 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 3 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 11 号「平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 12 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」の討論を行います。討論ありませんか。

竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原です。

平成 30 年度の一般会計補正予算についての反対の立場で討論に参加させていただきます。

原因としては、総務課予算として、17 ページの款 2 の総務費、ここで戸籍の住民基本台帳費ということで、役務費自動交付機設置変更手数料として、金額的にははしれています、6 万 5,000 円計上されていますが、これはあくまでも交付手数料変更に伴う交付機の更新ということであれば、今現在議会の中で提案されている阿蘇市手数料条例改正に伴う自動交付機の、これは手数料変更設定費と私は思います。ということで、まだこの手数料、変更の条例は、本議会ではまだ決定はされていないと、そう理解しますので、この予算については反対をします。

○議長（藏原博敏君） 他に討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」採決を行います。

ただ今、反対討論がありましたので、この議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、起立により採決を行います。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 61 号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 平成 29 年度決算認定について、反対の立場で討論します。

決算書の 177 ページに 5,000 万円の不用額がありますが、これはクラスター事業の凍結という名の停止措置を行う事によって生じており、この停止措置によって住民の願いである牛舎の移転が難しくなったばかりか、市が訴えられ、もし負けたら市民の税金から賠償を払わされるかもしれないような立場になっています。ここで承認することは、凍結を議会が認めたことになり、住民訴訟が起きたとき、賠償責任を議員も負うことになります。凍結に納得していない以上、反対するべきであると考えますので、反対いたします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） これより、認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

ただ今、反対討論がありましたので、この認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、起立により採決を行います。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、認定第 1 号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

午前 11 時 51 分 散会